

令和4年第2回春日井市議会定例会提出議案目次〔IV〕

議案番号	議 題	
第28号議案	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第12号）……………	1
第29号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について……………	8
第30号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について……………	12
第31号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例について……………	14
第32号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例について……………	16
第33号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について……………	18

第 28 号議案

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第12号）

令和 3 年度春日井市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庄名町公民館増築工事費補助	6,469
土木費	道橋りょう路費	足振線地下道冠水表示板更新工事	31,944

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
総合保健医療センター外8施設 LED照明器具借上	4~13	96,000	4~14	96,000

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第12号）説明書

1 債務負担行為に関する補正調書

※ 特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 債務負担行為に関する補正調書

事 項		限 度 額	令和2年度末までの		令和3年度 予 算 額
			支 出 額		
			期 間	金 額	
補 正 前 の 計		17,009,178		2,047,041	136,749
総合保健医療 センター外8施設 LED照明器具借上	変 更 前	96,000			
	変 更 後	96,000			
補 正 後 の 計		17,009,178		2,047,041	136,749

令和4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国・県支出金	地方債	その他	
	3,325,388		126,000		3,199,388
4～13	96,000				96,000
4～14	96,000				96,000
	3,325,388		126,000		3,199,388

第 29 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第4衛生手当の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保育園又は子育て子育て総合支援館において感染症の予防又はまん延防止のための消毒作業等に従事した場合	日額500円	
---	--------	--

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、令和4年2月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の春日井市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第22条第2項（同条第3項又は春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条

例（令和4年春日井市条例第 号）による改正後の春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号。第1号ウにおいて「任期付職員条例」という。）第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、春日井市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第4項から第6項まで（春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成4年春日井市条例第6号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年春日井市条例第44号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（給与条例第6条の2に規定する再任用職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 特定任期付職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。） 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の期末手当の支給割合を引き下げる等のため必要があるからである。

第 30 号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の春日井市特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項及び春日井市特別職の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に市長等（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員をいう。）として支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

説 明

この案を提出するのは、市長等の期末手当の支給割合を引き下げるため必要があるからである。

第 31 号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年春日井市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に議員として支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合を引き下げるため必要があるからである。

第 32 号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を引き下げするため必要があるからである。

第 33 号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第14条又は第25条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（この条例又は給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（給与条例第6条の2に規定する再任用職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 特定任期付職員（春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）第2条第1項の規定により採用された職員をいう。） 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当に係る特例措置を設けるため必要があるからである。